

公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期計画の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の第3期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、令和7年8月1日付看大第112号により法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第78条第4項の規定に基づき、評価委員会に意見を求める。

前 提

- ・議題3のとおり、学校用地に河川管理道路が含まれているため、当該土地を岐阜県に不要財産として納付するため、以下3点の手続が必要である。
 - （1）不要財産の納付（法第42条の2）
 - （2）中期計画の変更（法第26条第1項及び第2項）
 - （3）定款変更（法第8条）

中期計画変更の概要

- ・法第26条第2項第4号の2の規定により、不要財産の処分については中期計画に定めることとされており、第78条第4項の規定により、中期計画の変更認可には評価委員会の意見聴取が必要とされている。

中期計画変更(案)

- ・第8の2として、「出資等に係る不要財産の処分に関する計画」を追加。
- ・内容は、「学校用地に河川管理道路が含まれているため、当該土地を岐阜県に納付する。」とする。

今後の手続き

- 8月 評価委員会での意見聴取（法第78条第4項）
岐阜県知事による認可（法第26条第1項）